

事 務 連 絡
令和2年6月19日

各地方運輸局自動車交通部
関東・近畿運輸局自動車監査指導部 各位
沖縄総合事務局運輸部

自動車局旅客課
貨物課

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた
タクシー事業者による有償貨物運送について（一部改正）

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送については、令和2年4月21日付け事務連絡（令和2年5月8日一部改正）により処理いただいているところである。

今般、一部事業者等からの要望を踏まえ、当該事務連絡及び許可証様式を別紙新旧対照表等のおり改正したので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本事務連絡による改正前の事務連絡により許可を行った事業者に係る許可については、本事務連絡による改正後の条件が付されているものと見なして取り扱うこととする。